

農業委員会 農政部会 議事録

開催日時	平成28年 8 月26日（金） 午後 2 時00分～午後 3 時43分
開催場所	たかじょう庁舎 5階 南会議室
出席委員	長野 巡 西本 統洋 高橋 政継 大野 哲 久保田彦昭 福永 琢巳 和田 善次 川村 隆一 田鍋 剛 門田 博文 今村 幸一 矢野 強 雨森 廣志 川澤 一博 吉川 祐二 以上 15 名
欠席委員	高木 妙 松田 環 以上 2 名
事務局	吉良事務局長 岩崎次長 堀内係長 長澤主任 嶋崎主査 以上 5 名
議 題	議案第 1 号 要望項目の原案決定について 議案第 2 号 建議に替わる「意見の提出」の名称について

開 会	高橋農政部会長が議長となって、開会を宣す。(午後2時00分～)
議事録署名委員	議長が、西本統洋委員、雨森廣志委員を指名する。
議 事 議 長	本日の議題は、議案第1号「要望項目の原案決定について」、議案第2号「建議に替わる「意見の提出」の名称について」となっております。 それでは議事に移ります。 前回の農政部会において、それぞれの検討委員会で作成していただきました、要望項目について、1項目ごとにその項目の趣旨説明と作成原案の読み上げ及び協議を繰り返していきたいと思います。 それでは、まず第1検討委員会の委員長さんから、各項目ごとにタイトルと作成原案の読み上げをお願いします。
今村部会長代理	第1検討委員会から報告させていただきます。 農業振興の施策について。 本市における農業関係計画の最上位計画である「第12次高知市農業基本計画」が、このほど策定されました。そこには、県内一の農業生産額を創出しながらも、本市農業の抱える厳しい現状や課題を見据えた、具体的な取り組みと目指すべき方向性が示されています。 また農業は、言うまでもなく、地域を支える重要な食糧生産活動であるだけでなく、自然環境を護り、教育、文化など多面的機能を有しており、今後の地方創生における重要な役割を担っています。その上、都市農業振興基本法の制定により、市街地における良好な生活環境を形成する貴重な緑地の確保や、災害時の避難場所の確保なども求められています。 このように多面性を持つ、重要な資源である農業が持続的に営まれるためにも、本市における以下のような課題は早期に解決せねばなりません。 1 農業従事者の高齢化や後継者不足は深刻で農地の荒廃も進んでいる。また、経営状況は、熾烈な産地間競争、農業農産物価格の低迷、燃料や農業資材高騰により、

今村部会長代理

農家所得の低下が顕著である。

2 国が推進する農業政策は、園芸農業が盛んで小規模農家が多い本市の農業経営には適したものとは言い難い制度となっている。

3 TPP問題や日豪EPAの影響により規制緩和や農業保護削減が進み、農業を取り巻く状況の厳しさに立ち向かえる対策が求められている。

このような課題が山積する中での農業経営は極めて厳しい状況にあるため、本市における現状課題を解決するために、次の項目について要望します。

(1) 農家の高齢化や耕作放棄地の増加等の抜本的な課題解決にもつながる「人・農地プラン」が地域別に策定されたものの、具体的な取り組みはこれからであり、本市農家の潜在的な課題解決には至っていないため、第12次高知市農業基本計画に示された、各地域の実態と生産の現状を鑑みた具体的な取り組みの強化を図ること。

(2) 新たな農業従事者の確保のためにも、農業体験実習を行える施設、付加価値をつけた新種改良品目の生産につながるような農業試験場を設置すること。また、独自に品種改良等に取り組んでいる農家等に対して、商品開発や販路の確保などの支援を行うこと。

(3) 都市農業振興基本法の制定に伴う地方計画を策定し、防災協力農地の制定や、市街化区域内農地の固定資産税の減免制度などを検討すること。

(4) 南海トラフ地震の津波に伴う農業用燃油タンクの重油流出による2次被害を防ぐため、園芸用ハウス加温用燃料タンク削減や流出防止機能付きタンク整備等に対して行っている「農業タンク津波対策事業補助金」制度を使い勝手のよい制度とし、目的に掲げた対策が図れるようにすること。

(5) 津波浸水予想地域に地籍調査が入るのは、平成30年度以降の予定になっているが、災害はいつ発生するのか予測不可能であるため、早期に取り組むこと。

(6) 農業従事者の減少や高齢化を補うためにも、新たな農業技術や作業の軽減が図られることが重要であるため、ITを駆使した新たな農業経営に対して本市独自の助成制度を創設すること。

(7) 新規就農者や規模拡大農家の負担を軽減するため、稼動するのに使用されなく

今村部会長代理	なった農機具を必要とする農家が活用できるよう情報提供をする仕組みづくりを行うこと。 (8) 青年就農給付金(準備型)について、就農形態又は研修機関別の給付金額の設定や、給付時期の見直し等、多様な新規就農者に対応できる制度とすること。 (9) 認定農業者になることについて、事務手続きが面倒なうえに大きなメリットがないと考える農業者が多いことから、事務手続きの簡素化を図り、さらに本市独自の優遇措置を創設するなど制度の見直しと拡充を行うこと。
議 長	この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
久保田委員	市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置についてですが、内容的に調整区域の固定資産税と市街化区域の固定資産税とでは大きな差があるので、同じにする方法を考えないといけないと思います。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ご意見等を踏まえて、修正した内容としてよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 次の項目の読み上げをお願いいたします。
今村部会長代理	学校教育における農作業の体験学習の推進について。 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立し、本年5月には「都市農業振興基本

議 長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、先程の読み上げどおりの内容でよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 次に、第2検討委員会の委員長から読み上げをお願いいたします。
田鍋委員	学校給食における地場産品活用について。 第2検討委員会です。6ページの「学校給食における地場産品活用について」、状況の変化を申し上げます。中学校給食の完全実施を平成30年の3学期までに高知市は予定しております。今は小学校給食で17,000食ぐらいの数がありますが、中学校給食を含めると23,000食になり、児童生徒数と同じになります。教員も食べておりますので、25,000食ぐらいに近づくとおもいます。平成30年中の実施と計画されております。加えて6月議会の質問で学校給食の実施に合わせて高知市のコメを使っていくことになりましたので、中身を大分変更して申し上げます。 地域食材を学校給食に活用することにより、子ども達にとっては、食材を身近に感じることができ、地域を意識し大切に作る心や、生産者の苦勞、働くということへの理解、食品の安全性や環境問題について学習することができます。また、「もったいない」の意識が芽生え、感謝の気持ちから食べ残しが減少し、子どもを通して家庭の地産地消・食育の推進も期待ができます。地域の生産者にとっては、やりがいにつながり、地域の活性化と一定の収入確保にも貢献できるものです。 高知市の学校給食は、全国に先駆け昭和52年から米飯給食を開始しました。現在の週4回の米飯給食の実施は全国的にも珍しく、この米を全量高知市産にしていこう

田鍋委員	とする高知市の方向性は、主食の地産地消を徹底する意味においても、よりその意義を深めることになるかと確信します。 こうしたことを着実に実現し、学校給食における地場産品の活用を更に進めるために、次の事項について要望します。 (1) 中学校給食の完全実施（平成 30 年度）に併せた学校給食米の全量高知市産導入に向け、生産者や関係機関等との協議を精力的に進めること。 (2) 農業の振興、学校給食米の生産支援と年間を通じた安定確保の観点から、「仮称：学校給食米生産者支援費補助金」の創設について検討すること。 (3) コメ以外の地場産品についても、高知市産の導入を進めるため、課題である品目別生産量の確認、生産者と納入業者の組織化、注文・支払方法の整理などの取り組みを進めること。
議長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、この件につきましては、先程の読み上げどおりの内容でよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 次の項目に移ります。
田鍋委員	有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について。 有害鳥獣による農作物被害は、鳥獣生息域の拡大、狩猟による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加などから拡大傾向にあります。近年全国では、毎年 200 億円を超える

田鍋委員	被害が発生しており、深刻な影響を及ぼしています。言うまでもなく農作物被害は農家の生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大につながるものであり、継続的で本格的な取り組みが求められています。 有害鳥獣対策は、「防護柵の設置・管理」「環境整備」「花火による追い払い」「捕獲」の4対策が重要であり、次の事項について要望します。 (1)「第3次高知市鳥獣被害防止計画」の最終年度となる来年度に向け、被害状況の詳細な調査と計画に則った着実な事業実施を行うこと。また、第4次の同計画の策定に当たり、第3次計画の総括を行うこと。 (2)有害鳥獣報奨金は、必要に応じ見直し、その充実・強化を図ること。 (3)有害鳥獣駆除の担い手確保のため、捕獲技術の高い狩猟熟練者が、他のメンバーを育成する制度等の仕組みを構築すること。(先進例：佐賀県武雄市) (4)侵入防止柵等の被害防止施設や捕獲機材の導入等、その充実に努めること。効果的で安価と報告されている竹と間伐材で作る「イノシシ檻」の設置を検討すること。 (先進例：愛知県岡崎市)
議長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、この件につきましては、先程の読み上げどおりの内容でよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 次の項目に移ります。

田鍋委員	中山間地域の農業振興について。 中山間地域の振興作物としては、ウメ・ユズ・四方竹・ハウスミョウガ・花卉・ハウスイチゴ・ショウガが存在し、JA高知市及び高知県園芸連を通じて大都市圏を中心に共同販売がされています。また露地野菜等は地元市場や直販所等への出荷により、直接販売がされています。 さて、中山間地域の農業の特徴は、傾斜地が多く、農地は狭小で分散し、不十分な基盤整備から機械化がなされておらず、平坦地に比べて生産条件や生産性は極めて厳しい現状にあります。また、今後急激に進むであろう農業従事者の高齢化に伴う労働力不足の顕在化、有害鳥獣による農産物被害の拡大は深刻さを増しています。 そしてこのことは、耕作放棄地の拡大を助長し、中山間地域の持つ国土の保全や水源かん養等の多面的機能維持の困難性を増幅しています。このような厳しい現状に対応し、各種課題を克服していくために、次のことについて要望します。 (1) 農道やせまち直し等の基盤整備を計画的に進めること。 (2) 担い手の育成、高齢者や女性が働きやすい環境づくりと仕組みづくりを進めること。 (3) 有望品目の栽培技術の向上や営農体制の確立のためには、技術支援と人材の確保が欠かせない。(仮称)農業技術センターの設立を求めるとともに、それまでの間、高知県との人事交流を密に行うこと。 (4) 「中山間地域等直接支払制度」の充実・強化に向け、協定締結面積の拡大等更に取り組むを進めること。
議 長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
田鍋委員	(3) の2行目ですが、「人材の確保が欠かせません」です。
議 長	(3) の2行目を「人材の確保が欠かせません」に訂正します。

門田会長	「中山間地域の農業振興について」ということですが、第1検討委員会原案の2ページの(2)に「新たな農業従事者の確保のためにも、農業体験実習を行える施設、付加価値をつけた新種改良品目の生産につながるような農業試験場を設置すること。また、独自に品種改良等に取り組んでいる農家等に対して、商品開発や販路の確保などの支援を行うこと」とありますが、この表現と先程の8ページの(3)を調整してどちらかにした方がいいと思います。
議 長	皆さん、どうでしょうか。
門田会長	内容的に考えると分けている方がいいでしょうか。
田鍋委員	統一した方がいいと思います。
門田会長	統一した方がいいと思いますが、その辺を運営委員会で検討していただけたらと思います。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、この件につきましては、先程の意見を踏まえて、修正した内容としてよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 次の項目に移ります。

田鍋委員	竹林対策について。 かつて竹は、日用品や工芸品、食材として衣食住に欠かせない資源として存在してきました。しかしながら今日では、石油系製品の普及によってその使用が大きく減少してきました。残された竹林は、他の樹木との生存競争に強いことから分布が拡大し、高齢化等による竹林の維持管理の困難性と相まって、その被害が深刻度を増しています。農業の基本となる「農地の保全」「農地を守る」という観点から、その対策が急務であり、次のとおり要望します。 (1) できるだけ詳細に市域における竹林被害の現状を把握すること。 (2) 竹林被害対策を施策としてしっかり位置づけ、具体的な竹林整備事業を開始すること。 (3) 竹資源の利活用において、民間事業活動に明るい兆しがあるが、民間事業者支援、産学官の連携等に引き続き取り組むとともに、その発展に最大限協力・支援すること。
議 長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
田鍋委員	「民間事業活動に明るい兆し」というのは土佐山地区での事業活動を予定されています。
門田会長	レクサスのハンドルの材料にもなりますからね。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、この件につきましては、先程の読み上げどおりの内容としてよろしいでしょうか。

委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 次の項目に移ります。
田鍋委員	土地改良事業等地元分担金の軽減について。 高知市は、土地改良法第 91 条第 3 項等を根拠法令として、高知市土地改良事業等補助金交付要綱において、土地改良事業等に要する経費について、当該施行主体に対し、土地改良事業補助金を交付すると定めています。例えば、かんがい排水事業の水路の新設及び改良では、平坦地域では、事業費の 75%以内。中山間地域では、事業費の 80%以内の補助はありますが、残りは地元の負担となっています。また、農業基盤整備促進事業でも、10%の分担金を負担しなければ整備できないことになっています。 市街化区域内は、その機能の公益性などから、受益者分担金を負担することにはなっておらず、調整区域においても、その公益性に大きな違いはないものと考えます。農道や水路は高知市の普通財産であることから、地元分担金の軽減について検討されるよう要望します。
議 長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
田鍋委員	下から 3 行目に「普通財産」とありますが、行政財産ではないですか。
岩崎次長	調べておきます。
大野代理	昨年も要望しておりましたが、回答については土地改良区が行う事業に対する回答です。そうではなしに、「高知市の財産である」というのが趣旨であるということで、これをどのような要望にするかを考えまして、現在、これを無料でやる方法がありま

大野代理	す。これが日本型直接支払制度の中の事業に載ることです。これにつきましては、これに入っている地区が組織を作って入らないとできませんので、各地区が無料でできるような組織を作ること由市役所が支援していくことを要望したいと思います。この事業は平成 19 年に始まったわけですが、南国市においては、各地区にそのような組織を行政が指導して作りました。そういう方式でやっておりますので、高知市も手上げた所がやると思いますが、事務处理的に面倒でございますので、手が上がらないということで、その理由の一つに高知市の土木費の配分が非常に手厚いということもあります。土木費は土木の田役事業しか行えませんが、組織を作って補助金をいただいてやると、土地改良事業、いわゆる農道、水路の工事もできますので、「そういう方向性を持ってやりなさい」という内容にさせていただけたらと思います。
議 長	他にございませんか。
雨森委員	私もよく分かりませんが、大野代理が言われたように、土地改良ということを強く言ってくるから、地元分担金というのは付きまってくる。普通財産と表現をするのか、青線、赤線を公有財産とするなら行政が整備をするのが前提ではないか。地元分担金というのは公有財産にどうして付きまとうのか、土地改良区の表現になると地元分担金が必ず付随をしていないか。公有財産の整備ということになれば、行政が 100%やるべきではないかと思います。春野町では公有財産については 100%行政が見てきたわけですから、土地改良については個人の財産を増やすということなので、地元分担金は当然です。私たちがやっている吾南土地改良区は管理をしている水路は賦課金をもらっているから地元分担金は払わないといけません。しかし、国・県・市町村の財産ならどうして払わないといけないのか私は分かりません。
大野代理	用水路や赤線、青線をそのまま直すなどの原状回復する工事はやっていないと思います。土地改良事業としてやるためには用水路を広げるとか、赤線を道路として拡幅するとか付帯した事業と一緒にやるから地元分担金が要するという考え方で高知市は

大野代理	やっているといます。水路と農道をそのまま改修する工事はやっていないといます。それをやっているのは土木委員会が行う土地改良事業、これがそのまま復元する工事をやっていると私は認識しております。国の制度で日本型直接支払制度ができて、その制度に地区が構成して組織を作れば、赤線、青線の補修工事等は無料でできると。国の補助金などもあってできますので是非、そういう組織を作ってもらいたいと思います。そのためには、地元は事務処理が非常に煩雑であり、手を上げにくいということがありますので、そういう支援をしてもらいたいです。また、そういう組織ができた後には共同事務組織というのを作ることができます。実際、日高村ではいくつもの組織を集めて共同事務処理をしております。農家の人の手間が要らなくなるということもありますので、組織を地区に作ってもらうという要望を出してはどうかを思います。
議 長	昨夜に土木委員会があつて出席しました。水路の壊れたものは河川関係で1円も要らなかったです。いくつも要望が出ておりましたが、高知市の予算がオーバーしますので、2地区だけが水路の改修をやったということですが、お金は要らないということです。高知市の中心の大きな水路については私も管理したことはないですが、山の方では、そのような水路は全面改修すると報告を受けました。 他にございませんか。
西本委員	昔は赤線、青線については県がやっていて、今は高知市の管財課が管轄でやっておりますが、赤線、青線については公費でやるのが当然ではないだろうかと思います。土地改良区が土地を持っていた場合は疑義が残りますが、財産として高知市が持っている以上は修理をするのは当然だと思いますが、改良事業と混同してやっているの、春野と高知市が違うのはおかしいと思いますので、当局の詰めで負担の要らない方向で文書を組み立てたらと思います。
大野代理	土地改良区でなく、赤線、青線の工事は市がやると変えるのはどうでしょうか。

西本委員	先程言っていた普通財産か分からないですけど。
大野代理	法定外公共物には地番がないです。
吉良事務局長	そこは確認をして先程、大野職務代理の話だと単純に赤線、青線を直すだけだと市の財産だから市がやるのが当然で、ただ、それに拡幅してやると改良区の土地が入っていて、その分負担が要るのだろうという話です。どうしてそのような負担が要るのかということを確認したうえで、改良事業だから要るのかということと違うような気がしますので、確認をしたうえで、文章を運営委員会に報告してどうするか話し合いたいと思います。
大野代理	去年回答が改良事業としての回答があります。改良事業とはまた別の話です。
雨森委員	地方分権制度の見直しの時に従来は赤線、青線は全部国のものだということで、分権制度が始まるまでは国のものであって、赤線、青線は市町村に管理を委託したのが今までの流れです。県道を改良、舗装をすると春野の場合は 20%の負担金が掛かってきます。これは行政が地方分権制度が始まるまではやってきたわけです。それが市町村の財産に替わったので、その時の議論というのは私はおかしいと思います。春野町の場合は、農業振興地域ですので、地方分権制度で赤線、青線が春野町のものに全部なるから公有財産になるので、100%直さないといけません。ただ、拡幅をするとかの理屈ではなく高知市の場合は直そうと思えば分担金を要求されるわけです。私が管理をしている吾南用水八田堰から 35 km については私の所の改良区が管理をしていて賦課金を組合の 2,400 人から集めているわけですから、当然これを改修するには私が管理をしている改良区が負担をしないとはいけません。ところが、そうではないです。35 km の延長、八田堰からの水路はそういう水路です。それから枝分かれしたのは春野町の水路ですから、行政が 100% やらないといけません。そこが地方分権制度の国から下りてきた時の高知市の議論がおかしいと私は思います。

大野代理	それは議論をされてないでしょう。
雨森委員	高知市の議論がおかしいです。合併をして議論をしてきて、当然直るだろうと思っていたが道路にしても、水路にしても直らないわけです。なので、耕作放棄地もどんどん増えてきます。35kmについては、要求があれば賦課金をもらっているから直さないといけない。常設のものは直してくれるが、これは壊れたから、拡幅はしないが元通りにしてくれということと分担金が要るのは根本的におかしいです。そして、今の理屈からいくと、市街化区域と調整区域の区分で市街化区域については100%直して、調整区域については分担金が要ります。春野の南ヶ丘は市街化区域です。そこの住宅に雨が降って流れた水が内ノ谷川に流れていきます。そうすると、市街化区域へ入っていったら分担金を出して直さないといけないのはおかしいです。
西本委員	私は土木委員をやっている関係で農道の管理について、修復、修繕、改良とか市へ要請するわけですが、市街化区域の中は道路整備課が担当しており、調整区域や農業振興地区は耕地課がやっております。台風等で直すのは、地元分担金は要らないです。雨森委員が言われるように同じ行政の中で春野について、そのような区分をするのか根本的に違うので調べてください。ただ、取り組んでいる所は耕地課と道路整備課の2つに分かれているのは確かです。でも耕地課に聞くと分担金は要らないということです。山の方に行けば農道管理組合といって任意で団体を作ってそれが道路整備をしていただいておりますが、そういう組織で昔、戦前に道路を付けた場合に拡幅する時は供出して道を広げていました。そこは赤線ですけど、傷んだりすると分担金なしで修復していただいておりますので、違うということが納得がいきません。
久保田委員	西本委員が言っていることは分かりますが、改良区が水路と道路を管理しているということになると行政は関係ないということになります。「改良区でなく、全部行政に道路も水路も同じようにやってくれ」と、改良区はやらない形で市へ言う通るかもしれないです。

雨森委員	元から春野の場合は線引きができています。八田堰から 35 kmの延長は吾南土地改良区です。賦課金は 3,000 円徴収して運営し、修理をして新設していかないといけません。後の枝は当然行政がやらないといけません。ところが、合併してからは一度も直らないです。常設の年間 20 万～30 万の費用は穴を埋めてみたりというのは有り得る。本来なら春野から出ている市議員がそこを埒を明けなければいけません。八田堰から線引きができています。私の管理している水路は水は流れていますが、田んぼに入らないので作ることをやめました。市へ言ったら「新設します。直します。分担金を下さい、コメを作って赤字なのに分担金は払えないです。平地で耕作放棄地が増えましたからね。内ノ谷の南ヶ丘では住宅に降った雨が市街化調整区域に入ってしまった水を地元が分担金で直さないといけませんのはおかしいと思います。水路の水は山や住宅からも出てくるから公有財産は行政が 100%直さないといけません。そのことについて私はずっと文句を言ってきたけど歯が立たないです。
大野代理	これで出すなら同じような回答しか出てきません。
西本委員	土地改良区という名目から公の農道、水路というようにしたらいいと思います。
門田会長	赤線、青線の話ですね。
西本委員	雨森委員が言われているのは、赤線、青線の話をされていますが、題目を付けているので、市としても土地改良区が染まると思います。
大野代理	私の所の土地改良区はそのまま直すことはないです。私の所はそういうことでやっておりますので、直接直した場合に出すのか分かりません。
吉良事務局長	ここは私も詳しくありませんので、事務局の方で調べさせていただきますが、土地改良事業としてやる時に文章からすると、実施主体に対して補助をするということに

吉良事務局長	なっているので、そこが一番の大きな問題です。そこを直さなければならない実施主体が土地改良区なのか高知市なのか、どういうさびわけがあって、そこをやるのが高知市となると、例えば春野で直している所は主体は高知市だから分担金を取るのはおかしいだろうという話になるだろうし、ここは土地改良事業のため補助金は出すけど残る分が出てくるので、それは地元負担になるという所の実施主体は本来どこがやるべきなのか確かめてみないといけません。雨森委員がおっしゃるように、行政財産だから元々市がやらないといけないけど、土地改良事業と言ってやらせているから負担が残るので、それは趣旨が違うだろうと、そこは市がやらないといけないという結論になれば文章をそのように変えます。
雨森委員	運営委員会で議論して話し合いができたと思います。
吉良事務局長	その前にどういう趣旨でやっているのかということを事務局の方で確認をしておきます。
雨森委員	随分前から水路や道路については、はっきりしています。道路については土地改良区の道路というものはないです。西本委員が言われたように、市街化区域も今は耕地課に行かないといけません。
西本委員	今は市街化区域は道路整備課です。
雨森委員	そうですか。
西本委員	農業振興地区とか調整区域になったら耕地課です。公有財産と言いましたが、赤線、青線の場合は無番地ですので、すぐに分かります。この間の会で五台山に土地改良区が道路を有していると認識をしていましたが、いずれにしても赤線、青線は公有財産だから無番地はともかく国のものだと、市の方に直してもらわないといけないという

西本委員	認識を持っています。
雨森委員	かなり広い地域を土地改良すると、道路と水路は土地改良区のものに一時はなるわけです。構造改善をした賦課金を 20 年で償還して同時に公有財産に寄付をするので、残りません。高知市は履き違えています。赤線、青線を全部分担金を掛けることと地方分権制度は違います。もっと市議会で議論をしてもらわないとおかしいことになります。
田鍋委員	今、大野代理がまとめていただいたように法定外公共物、赤線、青線ということでやられたらと思います。土地改良事業ということになると話が大きくなって、どちらかと言うと改良区に対する回答のような格好になるということですので、そうしたらと思います。このことについて、どのようにするか考えていましたが、これは高知市だけがやっている制度ではなくて、大野代理が言われたように、平成 17 年に高知市に法定外公共物が移譲された時に、ほとんど議論なく条例を変えてそのまま議会に提出して議決したことにより、問題が長期化したことが続いたのも事実です。あまりにも軽々に、高知市が特に課題を考えることなく受け取ったことが今に至っています。長野市は条例で分担金を謳っております。高知市の場合は条例化せずに要綱で謳っています。何も根拠がないということではなく、土地改良法の法律によって決められていて、分担金を徴収することができるという法律に基づいて、各自治体が分担金を取っているというのが実状ではないかと思います。それは、回答の際に他市を調査した結果、大体全国と同じくらいのレベルに高知市もあると回答にありますので、嘘でなければそうだと思います。今、おっしゃられたように、軽減をどのようにしていくのか、農道、水路に限って意見をしていけばいいと思います。ただ、土地改良事業とはどういうものであるのかということの定義では、農業用排水施設と同列に区画整理とか農用地の造成とか埋め立てとか灌漑とかも土地改良事業だということや、土地改良事業の法律に基づいて高知市は要綱を定めておりますので、理屈としてこのような結果になったということを申し上げておきます。

雨森委員	平成 17 年の地方分権制度の時に議論をされてないです。そのところが公有財産としてはっきりして、そのことが議員に分かっていれば、「それはおかしい」という理屈にならないといけない。そこが土地改良法の中に混ぜられています。とにかく、文章の先で読んだ理屈は言ったらいけないかもしれないですが、耕作放棄地は直せば違います。春野の耕作放棄地は無償では直りません。軽トラックも入らないし、直す人は分担金が必要と言ってもコメを作って赤字なのにできるわけがないです。根本的にそこに戻らないと。いろんなことを制度的に考えてみても、「耕作放棄地だ、後継者だ」と言っても始まりません。そこを議論してもらいたいです。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、先程の意見を踏まえて修正した内容としてよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 それでは、次に第 3 検討委員会の委員長から、各項目ごとにタイトルと作成原案の読み上げをお願いいたします。
大野代理	農業用水の確保・排水対策について。 高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい農業生産基盤の整備、とりわけ良質で安定した農業用水の確保と排水対策は重要です。また、恒久的な水源かん養が課題となっております。 農業用水の確保の点では、東部地域の高須北部においては、塩水化が進行し、以前より国分川からの取水の必要性が求められています。中山間地域においては、谷川等

大野代理	の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。また、長浜地域でも森林の確保による水源地を維持し、保水力を高める必要性が指摘されています。 また、春野地域においては、新川川本線や支線北山川の浚渫や畦畔草刈、未整備区間の拡幅整備に伴う橋梁の早期着工は、今後も継続した取り組みが必要です。特に北山川の堆積している部分の浚渫につきましては、豪雨により野菜や温室ボイラー等が数年ごとに冠水被害（近年では平成 26 年 8 月）を受けている状態です。 以上のような現状を踏まえて次の事項について要望します。 農業用水の確保について (1) 良質な農業用水の確保に向けた具体的で積極的な施策実施すること。 排水対策について (2) 老朽化したポンプ場の早急な改修工事をする事。 冠水被害対策について (3) 遅能の底井流（そこゆる）については、豪雨時におけるの県道下をくぐる南北の水量を考慮し、改修をお願いしたい。 (4) 北山川の下汲地橋から遅能の底井流（そこゆる）までの浚渫工事計画については、数年かかる予定であるが早期に完成してもらいたい。また、土砂堆積や草が繁茂するサイクルが早い為、永年に河川機能が維持できるような工法を検討すること。 知事建議として。 (5) (3), (4) の要望は、二級河川に対することであるので、知事建議として取り上げてもらえないか。
議 長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
雨森委員	言っても解決できることではないですが、行政に対する不満があります。荒倉トンネルから仁淀川大橋までの大半は遊水地帯です。35mの遊水地帯を埋めて国道を作ってしまった。国道を作る際に民間だったら、これだけの遊水地帯を埋めるなら調整池

雨森委員	を作らないと許可にならないです。国がやることについては遊水地帯を埋めても許可が下りて全部やってしまいます。遅能の底井流が詰まるわけです。おかしいと思います。国道事務所へ行くと、「そんなに地元が文句を言うのなら国道を止めた」と言いました。私は承知できないと。民間ならやる、国なら対応はどうでもいいのかと。すると県の土木部長が「北山川を 600 万円浚渫するから発言をしないでくれ」と言ってきて、手を打ったことがあります。これがその川です。遊水地帯を埋めてしまって構造改善をしました。春野で一番後継者がいる所で初めて構造改善をして、その時分には全部ハウスでした。ところが、国道を埋めだして、私が行って言ったところが、「そんなことは止めた」と言いました。それで、その時の土木部長が間に入って、「こらえてくれ」ということでやめた経緯があります。
議長	他にございませんか。
今村部会長代理	最後の括弧書きの所ですが、第1検討委員会は「～すること」としてありますが、そのように強くしてはどうでしょうか。
門田会長	全体を見て決めたいと思います。
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、先程の意見を踏まえて、修正した内容としてよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —

議 長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 次の項目の読み上げをお願いいたします。
大野代理	春野町仁ノ地区の農用地の排水及び「小松沼」排水対策について。 仁ノ地区は降雨の際、小松沼が遊水池となっています。その小松沼にある排水ポンプは老朽化し、著しく排水能力が低下しており、また、重大な問題として、複数企業が小松沼を残土捨て場として利用しています。このことから、池の縮小化が進み、遊水池としての機能が失われてきています。 本地区では、毎年と言っていいほど豪雨・台風により園芸施設が浸水被害に遭い、農家経営を圧迫しています。また、平成2年頃から高く積み上げられた小松沼の残土が、豪雨時に崩壊、土砂流出し、排水機能を低下させる可能性が年々高まっています。これらのことから、農用地への浸水はもちろんのこと、生活道や住宅地への浸水が懸念され、地区住民は不安にさらされています。 平成23年からの高知市への要望により、現在、排水ポンプ用地確保は完了し、平成29年度には排水ポンプ周辺土木工事完成予定、平成30年度には排水ポンプ設置完成予定という高知市耕地課からの回答をいただき、今後の営農活動にも励みとなっています。ただし、農用地内の排水路については設置個所の計画はできているものの、用地買収がまったく成されていないため、実施工事に至りません。本地区では、排水ポンプの増強と排水路を設置しなければ、治水機能が向上しないと考えるため、次の事項について要望します。 排水路設置に向けて (1) 排水対策強化の早期実現に向けて、地元と十分な協議をしながら、排水機場までの排水路用地の確保、実施設計、施工へ取り組むこと。
議 長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
雨森委員	大変暑い時に委員の皆さんに見ていただきまして、ご苦勞様でした。いずれにして

雨森委員	も難しい事業で心配しているのは、県道の向こうに桜の堤があるわけですが、そこから北の3線は耕地課が計画してくれています。それについては、農用地をみんな売りたいようで、地元も協力できます。ところが、沼に入ったら地権者が協力をしてということになりますが、一つの企業がほとんど持ってますので、難しいと思います。北の3線ができて沼の方が整備できなかつたら浸かることになります。なので、小松沼の整備を先にやってもらって3線をやってもらいたいですが、現場を見ればよく分かりますと思います。恐らく今年も集中豪雨でなくても普通の雨でも浸かります。北の山の遊水地帯が埋まってしまいました。その上、小松沼の場合は大きな山ができてしまったから両攻めです。大変苦勞を掛けましたが、この文章で頑張ってください。
西本委員	22日に事務局と現地を見せていただきました。「百聞は一見に如かず」というほどびっくりしました。沼だから開拓とか乾田化して農地に復元するというイメージが強かったです。田んぼで作っていたイメージが強かったので、そのような認識を持っていたのが、地元の関係者の方にお伺いしたところ「沼の使い道はどうしますか」と聞くと誰一人干拓をして埋め立てて農地にするという意向はなかったです。沼は遊水地帯として確保しておかないといけないけど、遊水地帯と言っても逃げる川がないです。現地に行くと土手より高く底が上がってしまって水が流れないです。この対策は赤線、青線について復元できるかの論議より迂回をして水路を付ける。上の方に排水路ができてきた水を直接ポンプ場へいくよう、土地が確保できる所に水路変更をして直接持ってきたらどうかと思います。沼も今後どうなるか分かりませんが、沼を遊水地帯として確保するより、ポンプ場まで捌けるための水路を確保の方が経済的で効果的ではないかと思います。現地を視察させていただいたおかげで、そのような論議ができるようになりましたので、現地の方も言うておりましたが、そこに水を流すために必要だと言っておりましたので、地権者もいると思いますので、水路は土砂を除けないとそこまで水が流れない状況ですので、そこをしてもらいたいです。今回の場合は赤線、青線ではなく、「排水路用地の確保」というように表現をするのが適切ではないかと思いますので、そのようなことで取り組んでいただきたいと思います。赤線、青

西本委員	線と言っていますが、排水路の確保を優先することが経済的にも効果的であり現実味がありますので、この方がいいと思います。以上です。
雨森委員	是非、そうしてもらいたいです。
大野代理	先程、西本委員が言われたことはできますか。雨森委員の説明では、田の水路の下流は業者が買い占めているという話がありましたが、これはそうではないですか。
雨森委員	本当はそうしてもらいたいけど、難しくてそうはいかないです。しかし、耕地課が計画している北の3線の用地買収については、みんな売りたいようで、協力します。これが小松沼に入ると難しいです。
西本委員	排水機場まで水路を持ってきた方が早いと思います。
雨森委員	排水機場まで持ってきてもらったら、それが一番です。
西本委員	そこまで水路を作ったらいいことです。
雨森委員	私が子どもの頃は田芋のようなりゅうきゅうとは別のりゅうきゅうという草が生えてそれを3つに折って下駄などの鼻緒に使っていました。100年前ぐらいからそれしか取れません。所有者はいるけど物を作ったケースは見当たらないです。地元は遊水地帯なので守りたいです。
大野代理	それを業者がもっていると。
雨森委員	全部ではないですが、ほとんどそうです。

大野代理	そこにやるのは無理で、西本委員が言うのは別にやるということですか。
雨森委員	多少回り道になるかもしれません。
西本委員	現実的にそこを確保しても工事が難しいと思いますので、沼の中に入らないでポンプ場まで持ってきた方が早いです。
雨森委員	恥ずかしい話ですが、無法地帯です。
西本委員	沼地よりそれを抱えた耕地面積は広いです。沼地は遊水地帯で置いていても降る雨は一緒ですので、それをポンプ場に持ってきたら早いと私は思いました。
大野代理	先程の話だと耕地課の方が下からやるけど、下からやるのはなかなか難しいから上流からやらざるを得ないでしょうが、地元はそれで同意をするでしょうか。
雨森委員	「用地は買ってもらいたいですけど、工事は待ってくれ」と言うでしょう。工事は多少は曲がっても構わないが、西本委員が言われたように、水路を持ってきてもらえるといいです。恥ずかしい話で、地権者も悪いです。これは大きな春野の恥ですが、春野の9ヶ村が合併して一番豊かな所でした。人口からいうと面積が大きいです。山の方もたくさん隠し田や、畑があり、昔はコメなどの供出から免れていました。仁淀川が台風になったらたくさん流木が流れるので、流木を洗って穴を掘って埋めておいて、ほとぼりが冷めてから取ってきます。ハウスを作っても山から向こう側は2℃違って燃料が要らないです。難しいのは、あの山手は隠れ里でしたので、全部内輪の結婚で、みんな親せきです。今は開放されていますが、温かくてサトウキビができていたので、春野で一番裕福でしたが、今は何ともなりません。
西本委員	朝倉にも非常に深い田んぼがありました。そこを開発で土を盛って埋めてもどれだ

西本委員	け盛っても上がらないです。その代わり他の田んぼはすぐ埋まります。そこの沼でも一緒に高い山の方に持っていきます。なかなか防ぐのは難しいです。放流したら 30～40mぐらいいくと思います。
雨森委員	どこにそんな土があるのでしょうか。
西本委員	高く盛っているけど山にはならないです。
雨森委員	不思議です。
門田会長	ここ数年なっていないか。
雨森委員	山はどんどん下がっています。
西本委員	水路の底が上がります。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、先程の意見を踏まえて、修正した内容としてよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 次の項目に移ります。

大野代理	農業委員会の体制の強化について。 平成 28 年 4 月 1 日の「農業委員会等に関する法律」の改正により、新しい農業委員会体制として市長の任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員がお互いに協力して、法定業務となった農地利用最適化に積極的に取り組むこととなりました。 そこで、市内全域の農地情報を把握し、農地の適正管理を図るために次のことを要望します。 現在の農業委員総数は 38 名ですが、事業をより一層進めるために農業委員と農地利用最適化推進委員の合計で、今まで以上の委員を配置するための予算措置をすること。
議 長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、先程の読み上げどおりの内容でよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 次の項目に移ります。
大野代理	国・県への要望事項。 本市農業のさらなる発展と課題解決に向けて、次の事項の実現に向けて国・県への働きかけを要望します。 (1) 食料自給率の向上のために、優良農地や農業用水等の農業資源の確保や有効利用を着実に推進すること。

大野代理	(2) 新規就農者や後継者の育成・技術支援のための指導農業士の充実等の施策に総力をあげて取り組むこと。
議長	読み上げが終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、先程の読み上げどおりの内容でよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 以上ですべての報告と協議が終わりました。 なお、この原案については、9月5日(月)の農地部会において報告と意見集約を行い、事務局で記述されている数字等の確認を行います。その後、9月15日(木)の運営委員会において文案作成を行う予定です。この運営委員会において、文章の加筆・削除など軽微な修正を行い、また要望項目の趣旨説明(案)を運営委員会において作成いたしますので、ご了承をお願いいたします。 また、運営委員会で作成されました文案等については、9月29日(木)に予定しております次回の農政部会において、報告することとしたいと思います。 何かご質問はございませんか。
委員	— 質問なし —
議長	ないようですので、続きまして、議案第2号「建議に替わる『意見の提出』の名称について」です。 建議に替わる「意見の提出」の名称について、何かございませんか。

門田会長	法的には「意見」となっております。
雨森委員	運営委員会に任せます。
議 長	なければ、こちらで出た案を運営委員会にて検討し、原案と同様、次回の農政部会にて報告したいと思いますので、他に何かございましたら、9月9日（金）までに事務局にご連絡をお願いいたします。 何かご質問はございませんか。
委 員	— 質問なし —
議 長	ないようですので、次に事務局より「今後のスケジュール」について、説明願います。
岩崎次長	— 今後のスケジュールについて 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問ございませんか。 台風は大丈夫でしょうか。
岩崎次長	台風の規模がかなり大きいですので、どのような影響があるのか今後の進路を見ながらということになると思います。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	なければ、以上で本日の審議はすべて終了いたしました。

議 長	次回の農政部会は、9月29日（木）に開催予定です。 これをもって農政部会を閉会いたします。
閉 会	高橋農政部会長が挨拶して閉会を宣す。（午後3時43分）

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月26日

議 長 高橋政継

議事録署名委員 西本 隆彦

議事録署名委員 西本 廣志

議事録作成者 廣 末 翔 太